



新型コロナウイルス（COVID-19）対応
全国YMCA野外キャンプ施設運営ガイドライン
（2020.06.19 vol.1）

2020年6月19日

全国YMCAウエルネス事業担当者会

はじめに

本ガイドラインは、全国YMCAキャンプ場・宿泊・複合施設における事業再開において、基礎的事項をまとめたものであり、各YMCA施設にて活用できるように作成したものである。事業再開における感染予防策とは、感染を完全に防止できるものではなく、感染するリスクを下げる取り組みである。各YMCA施設は、立地条件・設備・環境が異なるため、本ガイドラインを基礎とし、各都道府県が公表している指針、または教育委員会が学校に示しているガイドラインを参考にしながら、状況に応じて定めるものとする。

基準としている資料について

新型コロナウイルス感染症への対応については、国や行政、関係団体から様々な対応策やガイドライン等が示されている。本ガイドライン策定にあたっては、学校や社会教育団体の利用者が多いこと、また教育活動が主であることに鑑み、文部科学省が示す情報を用いるとともに、アメリカYMCA・アメリカキャンプ連盟がアメリカ疾病予防管理センターと共に作成したガイドラインやキャンプ等自然体験活動を行う関係団体の情報を参考にし、また専門家の助言を得ている。

資料については巻末に提示する。2020年5月末時点での最新の知見に基づき作成したものであるが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものとする。

(1) 感染予防対策

1. 感染症予防担当者の選任について
 - 利用団体から感染症予防担当者を選任し、利用施設ガイドラインについて理解を深め、引率者や利用者などすべての方に対し、内容の周知徹底を図る。
 - 利用施設ガイドラインに関する説明や対応については、YMCAスタッフと団体から選任された感染症予防担当者とで行う。

2. 掲示・啓発について
 - 利用者に対して、オリエンテーション時等に感染防止について説明し、協力を得る。
 - 施設内にわかりやすい「手洗いについての注意喚起」等のポスターを掲示し、積極的な啓発活動を行う。

3. 手指衛生について
 - 手洗いの徹底【利用者と一般スタッフ】
 - 1) 食事の前。
 - 2) 宿舎の出入り時。
 - 3) ケガや体調を崩した等の救護等を実施した時。
 - 4) 多くの人が触れる場所（手すり・ドアノブ・カウンターなど）に触れた後。
 - 5) トイレを利用した後。
 - 6) プログラム実施前後その都度。
 - 7) 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時。

※ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症についてのHP内において、手洗いを流水によるすすぎ15秒、石鹸等でもみ洗い10秒、その後流水で15秒すすぐことによる効果が示されている。手洗い無しでは約100万個の菌が残るが、手洗いを行うことで1/100万に減少すると示されている。

（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500（2006）

※ 手を洗う石鹸等については、手が荒れないものを使用する。皮膚が荒れる、傷ができることにより粘膜からの感染リスクが高まる。
 - 手指消毒の実施【利用者と一般スタッフ】
 - 1) 施設の入出口に手指消毒用アルコールを設置する。
 - 2) 手洗いができない場所には、手指消毒用アルコールを設置する。
 - 手洗いの徹底【厨房担当スタッフ】
 - 1) ビニール手袋を使った後。
 - 2) 食品を準備する前後、および準備中。
 - 3) 生肉、魚介類、卵を扱った後。
 - 4) ごみに触れた後。
 - 5) トイレを利用した後。
 - 6) 拭き掃除をした後。
 - 7) 咳やくしゃみ、鼻をかんだ時。
 - 8) 休憩の前後。

4. 施設管理（清掃・消毒・換気）
 - 施設内に適宜手指用アルコール消毒液を設置する。

- 多くの利用者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上の清掃・消毒を行う。
- トイレ・浴室・洗面所は、頻繁に接触のある箇所と同様に、1日1回以上の洗浄・消毒を行う。
- 更衣室またはロッカールーム内の接触が多い箇所は、1日2回以上の清掃・消毒を行う。
- 全ての施設（宿泊棟・共有スペース）は、基本的に換気扇稼働や窓開け等により常時換気を行う。また、エアコン稼働時は、1時間に5分程度の換気を行う。就寝時のエアコン稼働時は、換気扇稼働や窓開け等による換気を確保する。
- 設置するごみ箱は、足で蓋を開けることができるタイプを推奨する。
- ごみはビニール袋で密閉し、適切に処分する。
- 清掃やごみの廃棄を行う者は、必ず手袋を着用し、作業後は必ず手洗いをを行う。

5. マスクの着用について

- マスク着用により、くしゃみや咳をした時の飛沫の距離を短くし、他の人への感染を防ぐ。また、無意識に自分で鼻や口等を触ることを防ぐことで、自分自身での感染を防ぐことができる。
- 利用者は、基本的に施設内ではマスクを着用する。
- ウォーターフロントプログラムを含めた屋外プログラムについて、利用者のマスク着用は必要なし。運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されているため、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮するものとする。
- 屋外プログラムにおいて、利用者がマスク着用を希望する場合は着用可能とする。ただし、使用するマスクがN95マスクなどの医療用ではなく、家庭用マスクであることを確認する。
- 気温が高い日などに屋外で活動を見学する場合は、マスクを着用した見学者が熱中症にならないよう配慮し、適宜日陰で見学させること。また、必要に応じてマスクを外し、他の利用者との距離を十分確保すること。
- 指導者は、原則として屋外活動中を含め常時マスクを着用する。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、利用者への指導や自らが運動を行う場合、また活動環境や天候などを踏まえ、適宜判断すること。
- マスクをはずす際は、咳エチケットを徹底する。

6. 入所時・滞在期間中の健康観察について

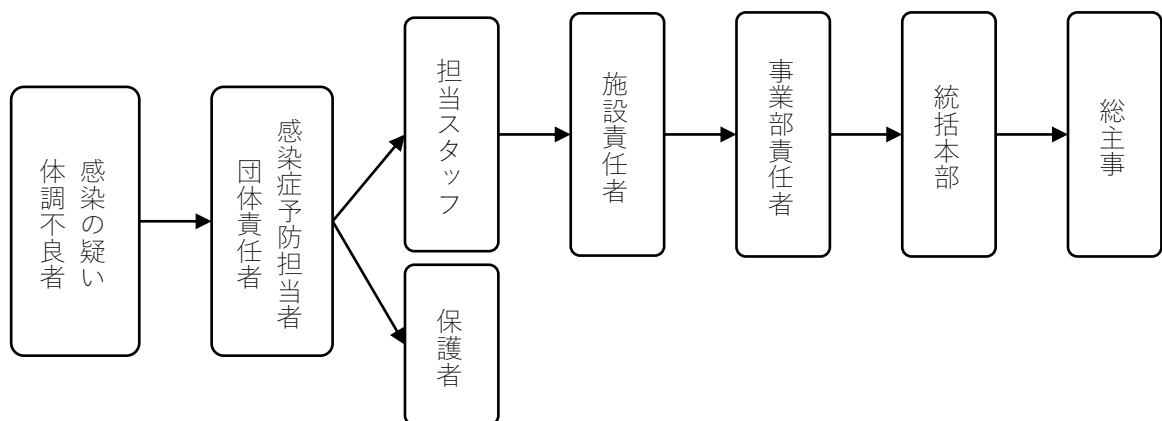
- 施設到着時には、利用団体による利用者全員の健康観察実施有無の確認と報告を受ける。なお、体調不良者がいる場合は、必ず検温をすることを確認する。
- 利用団体は、施設滞在期間は活動前後や就寝前・起床後にこまめに健康観察を行い、体調不良や発熱の早期発見に努める。

7. 利用者に感染が疑われる方が発生した場合について

- 該当者のキャンプ続行が不能となった場合は、利用団体もしくは保護者による迎えを要請することを基本とする。
- 傷病者がでたときの隔離場所については、事前に定めておく。
- 速やかに事前に定めた隔離場所へ移動し、他の利用者との接触が発生しないようにする。またこの情報をYMCAスタッフ間で共有する。
- 該当者の個人情報の扱いについては、利用団体との確認を含め細心の注意を払う。

- 対応時は、専用防護用具（保護メガネ、マスク、ビニール手袋、ビニールキャップ、ビニールガウン）を適切に着用する。なお専用防護用具は、備蓄しておくこと。
- 原則として、利用団体との協議・確認の上、施設から退所していただく。また、その際感染が疑われる方の行動履歴（使用した施設、宿泊棟、食堂など）を確認し、記録する。該当者の退所後の状況報告は、利用団体責任者から必ず受けること。
- 保健所へ連絡し、該当者の状況や症状を伝え対応の指示を受ける。また、周囲の利用者への情報提供についても、保健所の指示に従う。
- 全利用団体に対して、利用団体において新型コロナウイルス感染症の疑いのある方が出た場合、それ以降の施設利用受け入れを止める場合があることを告知しておく。
- 感染者発生時対応における緊急連絡経路は、各YMCAにて明確に定めておくこと。
- YMCAを利用後14日以内に利用者で感染が確認された場合にはその報告を受け、またそのことを定めておく。

【各YMCA 緊急連絡経路フローチャート】



8. 傷病者の緊急対応について

- 傷病者緊急対応は、各施設の通例に従って行う。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者への一次救命処置は、医療専門家によって示された指針に沿って対応する。

(2) 事前確認

1. 施設利用定員について

- 感染症予防対策として、①密閉空間・②密集場所・③密接場面という3つの条件を避けることができるよう十分に配慮し、宿泊定員や食堂、入浴、プログラム活動時の定員、活動スペースの定員を設定する。
- 利用団体は、各YMCA施設の定めた定員数に準拠した施設利用、プログラム実施計画を策定する。

2. 事前の健康観察について

- 利用団体は、各家庭と連携し、利用者について1週間前から毎朝検温及び健康チェックを行うこと。参加日当日の朝、以下の症状がある場合は参加を控える。
 - 1) 発熱（37.5度以上）

※ 日本感染症法の発熱の定義に基づき37.5度以上としているが、37.5度に達しなくても平熱より高く、体調不良等を感じる場合についても該当するものとする。

- 2) 倦怠感
 - 3) 呼吸器の症状（息苦しさ）
 - 4) のどの痛み
 - 5) せき
 - 6) 味覚臭覚がない
 - 7) 新型コロナウイルスの症状に当てはまるもの
- 家族・同居者等に発熱及び該当する症状がある場合は参加を控えること。
 - 家族・同居人等で感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある場合は、参加を控えること。
 - 次の基礎疾患や既往歴のある方は、プログラムへの参加を注意すること。
 - 1) 糖尿病
 - 2) 心不全
 - 3) 呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - 4) 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - 施設利用開始時に、感染予防担当者からの利用者の健康観察状況の報告を受けること。

(3) 施設利用について

1. 宿泊棟について

- 各宿泊棟の定員は、空間が密になることを防ぐため通常の1/2設定を基本とする。
- 2段ベッドを使用する場合、上段で就寝する者の利用頭部位置と下段で就寝する利用者の頭部の位置を逆向きにする。
- 横並びのベッドを使用する場合、利用者の頭部の位置を隣接する利用者の頭部と反対側に位置する。
- 縦に連結したベッドを使用する場合、各利用者のつま先同士が向き合うように位置する。
- 布団を使用する場合は、可能であれば2m以上距離を取ること、確保できない場合は利用者の頭部の位置を隣接する利用者の頭部と反対側に位置する。
- 各宿泊棟は、常時換気を行う。天候等で難しい場合は、1時間に1度程度を目安とした換気を行う。また、エアコン稼働時も1時間に1度程度の定期的な換気を行う。
- 寝具（貸し出しのシーツ・枕カバーを含む）の使用方法については、各施設の使用方法に従い、適切に使用する。
- テントを使用した宿泊については、「3密」状態を避けるための対応について十分に確認をすることを前提とする。

2. 入浴について

- 一度に使用する人数や時間を設定するほか、通常より入浴利用可能時間を延長するなど、利用者が混雑せず、分散して使用できるように配慮する。
- 浴室・脱衣所は、可能な限り窓を開けるなど常時換気するとともに、換気扇や扇風機設置などにより換気を行う。

(4) 食事提供について

1. 食事提供運営について

- 食堂定員は、通常定員の1/2を基本とする。テーブルが通常8名席の場合は4席のみの使用とする、正面に座らないように座席を設置するなど、適切な収容人数制限を定める。
- 食事提供方法は配膳形式を基本とし、大皿やビュッフェ形式での提供はしない。

2. 食堂利用について

- 食堂に入る前に、必ず手洗い・消毒をしてから入室すること。
- 滞在期間中の食事座席は、同じ座席を利用することが望ましい。
- 配膳受け取りの整列時・食器返却時など、食事中以外は必ずマスクを着用する。
- 互いに飛沫を飛ばさないように、食前や食後の歌唱等、食事中の会話を控える。
- コップや水筒の共有はしない。

3. 野外料理・自炊プログラム

- 野外料理・自炊プログラムの実施を希望する利用団体対応については、各YMCA施設の状況に合わせ、可否の判断を行う。
- 実施する場合の注意点として、以下の条件・環境を整えること。
 - 1) 全員のマスク着用（対象・状況により適宜判断可）
 - 2) 手指の消毒
 - 3) テーブル・調理台の消毒
 - 4) 調理時のビニール手袋の着用
 - 5) 使用するかまどの配置に配慮し、3密を避けた空間の確保
 - 6) 消毒済みの調理器具・食器消毒の使用

(5) プログラムについて

1. プログラム実施の前提として

- 実施プログラムは、感染症予防対策の観点から、①密閉空間・②密集場所・③密接場面の3つの条件が発生しないように努める。
- できるだけ屋外でのプログラムを行うことを推奨する。
- 運動不足となっている利用者もいると考えられるため、プログラム開始時には準備運動を十分に行い、身体に過度な負担のかかる活動は避ける。
- 全てのプログラムは、小規模グループに保ち、①密閉空間・②密集場所・③密接場面の3つの条件が発生しないよう配慮する。
- プログラム指導を担当するYMCAスタッフは、利用団体滞在期間にはできるだけ同じスタッフが担当することがのぞましい。

2. プログラム備品について

- すべての共有器具は、定期的に洗浄・消毒する。
- プログラムごとの共有備品および器具の台数を制限する。
- 滞在期間中に繰り返し使用する備品は、可能な限り同じものを使用できるように対応する。

3. プログラム実践について

- プログラム実施時は、密の状態にならないよう十分なスペースを確保する。

- 互いに互いの命を守ることを意識するYMCA安全教育の視点から、ボディチェックなどの取り組みを行う。
- キャンプファイヤーは、ゆとりを取った座る配置をとること。また、大声での歌唱や身体の接触を控えたプログラム構成とする。

4. 集いの実施について

- 入所式・退所式、朝の集いなどの集いについては、実施有無・実施方法を含めて事前に利用団体との相談で対応する。実施する場合には、ハンドマイクを利用するなど対策をとる。

(6) YMCAスタッフについて

1. 全スタッフ共通

- YMCAスタッフは、利用者と同様、手指衛生や咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組み、基本的にマスクを着用する。
- YMCAスタッフは、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を組織的に行う。

2. 施設清掃管理担当について

- 担当スタッフは、清掃時はビニール手袋を着用する。
- 施設内ゴミ箱の回収時は、ビニール袋に入れて密閉し、適切に処分する。また、作業後にマスク・手袋を脱いだ際は、手洗いをおこなう。

3. 厨房業務について

- 厨房担当スタッフは、調理時・食事配膳時・納品された食材の各保存庫運搬時は、専用の服装（マスク・ビニール手袋・ビニールキャップ・前掛け・履物など）を着用する。
- 手指消毒については、前述の通り。
- 厨房担当スタッフは、必ず専用トイレを使用する。またトイレ後は、必ずビニール手袋を交換する。

4. 事務対応について

- 受付窓口は、飛沫感染防止用フィルムシートやアクリルボードを設置することを推奨する。
- 受付対応スタッフは、マスクを着用する。
- 金銭の受け渡しは、トレイを使用する。
- 基本的に事務用品（ペンなど）の貸し出しは行わない。やむを得ない場合は、使用の度に消毒を行う。

基準としている資料

- ◆ ウェルネス事業再開に向けた新型コロナウイルス（COVID-19）への対応についてガイドライン
全国YMCAウェルネス事業担当者会 2020年5月16日
- ◆ 感染症対策に応じたYMCA複合施設開館ガイドライン
中国YMCA連盟・韓国YMCA連盟／編集・加筆 日本YMCA同盟 2020年5月14日
- ◆ CDCガイダンスを実践するキャンプのためのフィールドガイド
The American Camp Association / YMCAs of the United States
Environmental Health & Engineering, Inc. 18/05/2020
- ◆ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
文部科学省 2020.5.22 Ver.1
- ◆ 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について
スポーツ庁政策課学校体育室 2020年5月22日事務連絡